

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

貨物運送業を営む中小企業者等が取得した小型自動車の 中小企業投資促進税制の適用対象の有無について

《内容》

A社は、資本金2,000万円で中小企業者等に該当し、貨物運送業を営んでいます。今期（3月決算）に貨物の運送用として小型自動車を取得しましたが、このような小型自動車は、租税特別措置法第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）—いわゆる「中小企業投資促進税制」の対象資産に該当しないと聞きましたが、対象となる自動車の判定は具体的にどのように確認するのでしょうか。

『答』

小型自動車は、貨物の運送の用に供されるものであっても、本制度の対象資産には該当しません。小型自動車の判定は、道路運送車両法上の自動車登録番号標（いわゆるナンバープレート）等に表示されている分類番号により確認することができます。

（解説）

- 1 平成10年度の税制改正により創設された「中小企業投資促進税制」（租税特別措置法42条の6）は、数度の改正を経て今日に至っています。現時点（平成26年度）における規定は、中小企業者等が取得する一定の機械装置、器具備品、車両及び内航船舶について、一定の要件の下に、取得価額（内航船舶については、取得価額の一定額）の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の7の特別税額控除（当期の税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越し）の選択適用を認めることとされています。
- 2 本制度の対象資産となる車両は、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たすものとなっています（措規20の3④）。
 - (1) 道路運送車両法施行規則別表第一に規定する「普通自動車」であること。
 - (2) 貨物の運送の用に供されるものであること。
 - (3) 車両総重量が3.5トン以上のものであること。

上記の(1)の要件における道路運送車両法施行規則別表第一の「普通自動車」とは、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車とされていますので、小型自動車は本制度の対象資産には該当しません。

なお、小型自動車とは、次のものをいいます（道路運送車両法施行規則別表 1）。

自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
	長さ	幅	高さ
四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が 2.00 リットル以下のものに限る。）	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			

さらに、道路運送車両法上の自動車の種別及び用途は、自動車登録番号標（いわゆるナンバープレート）等に表示されている分類番号により確認することができます（自動車登録規則 13①二、別表 2）。

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10 から 19 まで及び 100 から 199 まで
貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40 から 49 まで、60 から 69 まで、400 から 499 まで及び 600 から 699 まで

3 また、本制度の適用上、次の 2 点を満たす自動車が「貨物の運送の用に供されるもの」に該当します。

- (1) 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる自動車検査証（いわゆる車検証）の「最大積載量」欄に記載があること。
- (2) 実際にその自動車を貨物の運送の用に供していること。

4 したがいまして、小型自動車は、貨物の運送の用に供されるものであつても、本制度の対象資産には該当しません。

また、小型自動車の判定は、道路運送車両法上の自動車登録番号標（いわゆるナンバープレート）等に表示されている分類番号の「4、6、40 から 49 まで、60 から 69 まで、400 から 499 まで及び 600 から 699 まで」に該当するものということになります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。